

企画競争実施の公示

令和3年7月21日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 理事 吉田 育代

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

J R北海道におけるバス転換後の影響等に関する調査

(2) 業務内容

J R北海道が地域と協議の上、バス転換した「石勝線（新夕張～夕張）」、「札沼線（北海道医療大学～新十津川）」、「日高線（鶴川～様似）」の3路線について利用状況やサービスの質等について客観的な情報調査を行い、今後の対応方策の検討に必要な基礎的情報の収集・分析を行う。また、関連事業も含めて事業の生産性向上を幅広く実現していくことが求められているJ R北海道及びJ R四国において、特に、新技術を活用した取組について、これまでの発想にとらわれない新たな目線での発想と具体的な内容の検証を行い、報告書を作成する。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月23日（水）

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

(1) 特例業務所管組織契約事務規程（平成20年4月1日機構規程第34号）第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 特例業務所管組織物品購入等競争参加者資格確認取扱規程（平成20年4月1日機構規程第38号）に基づき、「平成31・32・33年度物品購入等競争参加資格確認者」のうち、理事（国鉄清算事業担当）から業種区分「役務提供等（調査・研究）」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、平成31・32・33年度の全省庁統一資格において「役務提供等（調査・研究）」（等級及び地域は問わない）の競争参加資格を有している者は、上記の資格の認定を受けているものとみなす。

(3) 企画提案書の提出期限の日から見積合せの時までの期間において当機構本社又は国の各機関から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3. 手続等

(1) 担当部署

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
経営自立推進・財務部 経営自立推進・財務企画課
電話 045-222-9636 FAX 045-222-9857
電子メールアドレス ono.sho-vg84@jrta.go.jp

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間 令和3年7月21日から令和3年8月19日まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
の10時から17時まで(12時から13時を除く)

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 (1)の担当部署で交付又は電子メールによる電子データでの交付。説明書の
交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和3年8月20日(金)17時

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 8部提出。提出場所へ持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と
同等のものに限る。)すること。

企画提案書には、参加資格要件に適合する書類の写し、業務実績及び経験を称
する書類並びにパンフレット等の会社概要が判る資料を添付すること。郵送の
場合は上記提出期限期日に必着のこと。提出期限以降における企画提案書の差
し替え又は再提出は、原則として認めない。

(4) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所

ヒアリング実施：企画提案書の特定に当たっては、必要に応じてヒアリング等を実施し、企
画提案書の内容について確認する場合がある。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案
者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場
合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契
約事務規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。

(8) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の
取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたしま
す。

- (ア) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - (イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (9) その他の詳細は説明書による。
- (10) 契約締結後、当機構と受注先との協議の上で業務計画を変更する場合がある。